

(工事指定店の適格要件)

- (1) 営業に適する店舗を本県内に有すること。
- (2) 設備技術者が1人以上専属していること。
- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。
- (4) 紫波町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置に関する条例(平成18年紫波町条例第4号)第2条第2項に規定する町税等を滞納していないこと。
- (5) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権を得ないものに該当しないこと。
- (6) 工事指定店の指定取消処分を受けた場合は、その処分のあつた日から2年以上経過していること。
- (7) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。